

昭和四十二年五月十日招集  
第二回市議會臨時會會議錄



館山市議会第二回臨時会会議録(第一号)

昭和四十二年五月招集

一五月十一日(木曜日)

二現在議員三十名でその氏名は次のとおり。

一番吉 田勇治郎 二番石 井 輝久

三番嶋 田石蔵 四番伊 賀 夕朗

五番藤 田益治 六番磯 田 博

七番白 熊盛太郎 八番里 川 正

九番三 幣 勇 一〇番西 村 真次

一一番菊 井 敏博 一二番小 柴 孝

一三番山 田 教 宇 一四番遠 山 三不子

一五番石 井 正 一六番五 十 岩 昇

一七番江 田 徳太郎 一八番安 西 益男

一九番島 野 茂樹郎 二〇番中 村 有吾

二一番関 武夫 二二番小 沢克太郎

二三番飯 田義男 二四番田 中祿郎

二五番田 村源治郎 二六番秋 山六三郎

二七番安 沢徳順 二八番望 月照正

二九番鈴 木市蔵 三〇番山 口康

一議事日程

第一議席の指定

第二会期の決定

第三会議録署名人の決定

第四副議長の選挙

第五千葉県八市競輪組合議会議員選挙につて

第六館山市及び三芳町伝染隔離病舎組合議会議

員選挙につて

第七館山市富浦町及び三芳町上水道組合議会議員

選挙について

第八千葉県都市計画地方審議会委員の選挙について

第九常任委員会委員の選任について

第十監査委員の選任について

一法第百二十一条による出席説明員

市長 本間 讓

助役 小 出 武 男

一本議会の事務局長 局長補佐 書記

事務局長 高 梨 清 一

事務局長補佐 大 田 博 雄

書記 兵 藤 恭 一

同 青 藤 武 男

同 庄 司 徹

同 錦 織 睦 子

職員 島田 守

出席議員三十名

午前十時四十分開議

。事務局長（高梨清一君）

一般選挙後の最初の議会でありますので議長が選  
挙されますまでの間地方自治法第七条の規定に  
よりまして今日の年長議員さんが臨時に取務を  
行なうことになっております。

そこで今日の出席議員中江田徳太郎さんが年長の  
議員さんでありますので御紹介申し上げます。

（江田徳太郎君議長席に着く）（拍手）

。臨時議長（江田徳太郎君）

ただいま紹介されました江田徳太郎です。

地方自治法第七条の規定により年長なるが故に臨時  
に議長の取務を行ないます。

いたって議事不なれござりますが一生涯命努力い  
たしますのをごとぞ清場の皆さま方の絶大なる御助

力を切にお願い申し上げます。

ただいまの出席議員教 三十一名

これより昭和四十二年度第二回市議会臨時会を開  
会しただらに本日の会議を開きます。

本臨時会の招集者であります市長よりあいさつした  
くたいとう申し出があります。

この際暫時これを許します。

(市長登壇) (拍手)

市長(本問 議 者)

一言のあいさつ申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては四月の統一選挙によ  
り厳正な市民の審判に上りましてはえある御当選  
ごれまゝのことにおめでたい次第でござりまして衷心より  
歓迎(申し)上げる次第でござります。

本日ここに初の臨時市議会を開き皆さま方とともに  
今後館山市勢発展のため御協力、御貢献いただき  
ます。こゝは私のもつとも善心とするところでございます。

御承知の通り、館山市は現在躍進への大きな転換期  
をむかえておるのであります。すなわち生活文化向上  
に伴う近代都市への脱皮をはじめさらには館山市勢の  
推進、発展をはかるための具体的施策の実現をはかる  
段階にあるのでござります。このときに当り私は市長就任以来  
商工、漁業、農業の育成による産業の振興をはかるとと  
もに特に立地条件を活用した観光の開発さらには次  
代をになう青少年に對する教育の充実等を三本の柱  
としたしまして市民の福祉増進の達成に鋭意努力を  
して参つたのでござります。

しかしながら財源の乏しい当市にありまゝではこれらの施

策は一朝一夕に達成されるものではありませんが、なにとぞ  
 今後とも議員各位の一えうの御努力、御鞭撻をお願いい  
 いたしまして、豊かな明るく任みよ、錦山町を建設をいた  
 したりと念願しておる次第でございます。

さて本日臨時市会を招集いたしました上程いたします  
 付議事件は改選後におきまき、新議長の選挙ほか七  
 件でございますが、これらほぼ議会の円満な運営をほか  
 るためにぜひとも急を要するものがございますので、御  
 審議をくださいます御決定を願いたいたす次第でございます。  
 なおまた現在市に設置してあります各種付屋機関の  
 うち議員の参画してありますものうち所定の人員を  
 合わせて、選任をお願いいたします次第でございます。以上申  
 上げまして、私のあいさつ並に議案の説明といたす次第  
 でございます。

。臨時議長（江田徳太郎君）

この際議事の進行に仮議席を指定いたしました。  
ただいまの議席を議長が選挙されまして議席が決定  
されますまでの間仮議席といたしております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。臨時議長（江田徳太郎君）

異議なしと認めます。よって今の議席を仮議席と指  
定いたします。これよりただちに議長の選挙に入りますか  
この選挙の方法等について休憩とくとく御協議した  
らりと申し上げます。

これに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。臨時議長（江田徳太郎君）

異議なしと認めます。よつて暫時休憩いたします。

午前 十時四十分 休憩

午前 十一時二十四分 再開

臨時議長（江田徳太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を行ないます。

おほかりいたします。

選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定による指名推選によりたつと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（江田徳太郎君）

異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選に

よることに決まりました。

おわかりいたしました。

指名の方法については秋山三郎君にお任せ指名する

ことにいたしましたと思ひます。

二小に御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(江田徳太郎君)

異議なしと認めます。よろしく秋山三郎君にお任せ指名

することに決定いたしました。

二六番 秋山三郎君

(二六番議員登壇) (拍手)

〇二六番(秋山三郎君)

ただいま議会のまっとも重要な議長の推薦人に私が選任

されましたことを非常に光栄に存する次第でございます。

どうかニれから私の推薦いたします方を満場の御賛成  
をもちて御協力くださいますようお願いいたします。

つきまして議長に吉田勇治郎君を推薦由り上げます。  
よろしくお願いいたします。(拍手)

臨時議長(江田徳太郎君)

おほかりいたします。

ただいま秋山三三郎君におつて指名いたしました吉  
田勇治郎君を議長の当選人と定めますことに御異  
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(江田徳太郎君)

異議なしと認めます。よろしくただいま指名されまいた通り  
吉田勇治郎君を議長の当選人と決定されまいた。

ただいま議長に当選されまいた吉田勇治郎君が議場に

おられますので本席より会議規則第三十二條第二  
項の規定により告知をいたします。

この際議長吉田勇治郎君を御紹介いたします。

(議長登壇)

議長(吉田勇治郎君)

ただいまはえある議長に御推薦をいただきまゝとまことに  
光榮に存するものでござります。もとより浅学非才その  
器ではござりませんが皆さま方の御指手を賜りましてより  
よさを求めるのが館山市のためには市民の声を十分に  
發揮できる市議会の運営に全力を尽くしたいと思つ  
つてござります。なにとぞ不肖の身でござりますので皆さま  
方の目に倍する御支援をお願い申し上げたく就任のあ  
いさつにかえます。

よろしくお願いいたします。

。臨時議長（江田徳太郎君）

以上により臨時議長による議長選挙を無事終らせ  
ていただきまいました。申すまでもなく皆さんの絶大なる御  
協力のたまものでありまして深く感謝申しに付ます。

本市の議長として学識、識見ともに優秀な吉田勇治  
郎君を選任し、御就任となりまして、この際吉田議  
長の御発展をお祝ひし。今後ますます市政発展の  
ために格別の御活躍を御期待申しに付て皆さん方  
の私によせられまいに御支援と御協力を感謝申しに付  
臨時議長の職務を終らせていただきませう。（拍手）

（議長 議長席に着く）

。議長（吉田勇治郎君）

これより日程に入ります。

本日の議事はお手元配付の日程表により行ないます。

本臨時会に地方自治法第二百二十一條の規定により本  
間市長小出助後以上の出席を求めましたので御報  
告申上げます。

日程第一議席の指定を行ないます。

議席は会議規則第四條第一項の規定により議  
長におりて指定いたします。

議員諸君の代名とその番号を取員をして朗読した  
させます。

書記(太田博雄君)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 一番吉田勇治郎さん | 二番石井輝久さん  |
| 三番嶋田石蔵さん  | 四番伊賀夕朗さん  |
| 五番藤田益治さん  | 六番磯辺博さん   |
| 七番白熊盛太郎さん | 八番里川正さん   |
| 九番三浦勇さん   | 一〇番西村真次さん |

二番 菊井敏博さん 二番 小柴孝さん

三番 山田教宇さん 四番 蓮山ヨネ子さん

五番 石井正さん 六番 五十嵐昇さん

七番 江田徳太郎さん 八番 安西益男さん

九番 島野茂樹郎さん 十番 中村有吾さん

十一番 関武夫さん 十二番 小沢恵太郎さん

十三番 飯田義男さん 十四番 田中祿郎さん

十五番 田村源治郎さん 十六番 秋山六三郎さん

十七番 安沢徳順さん 十八番 望月照正さん

十九番 鈴木市藏さん 二十番 山口康さん

以上であります。

議長(吉田勇治郎君)

ただいま朗読した通り、議席を指定いたします。

日程第二会期の決定を行ないます。

会議規則第五條第一項の議案運営協議会があり  
りませぬのご同条ただし書の規定により議長より  
おほかりりたします。

本臨会の会期を本日一日といたしと思ひます。  
これに御異議ありませんか。

(「田中異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定した  
りました。

日程第三 会議録署名委員の決定を行ないます。

署名委員は会議規則第百十九條の規定により毎回二名で  
議長が指名することになつております。

よつて本臨時会の署名議員に二番議員石井輝久君  
三番議員山口康君以上両君を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よって指名の通り決定いたしました。日程第四これより副議長の選挙を行います。

おほかりいたします。

選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたつと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おほかりいたします。

指名の方法は小沢恵太郎君におつて指名することに  
いたつたと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて小沢恵太郎君におつて指名  
すること決定いたつた。

二二番小沢恵太郎君

(二二番議員登壇) (拍手)

〇二二番(小沢恵太郎君)

ただいまはえある本議会の副議長推薦の指名を受  
けましてまことに光榮に存じ感謝申上げます。

さて本議会の副議長には入格識見とみに高く最  
適任者と認める西村貞次君を御推薦申上げます。

どうぞ満場の御賛成をお願い申し上げます。

議長(吉田勇治郎君)

おほかりいたします。

ただいま小沢恵太郎君におソク指名いたしました西村真次君を副議長の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつてただいま指名のありました通り、西村真次君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西村真次君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二條第二項の規定による告知をいたします。

この際副議長西村真次君を御紹介いたします。

(副議長登壇) (拍手)

副議長(西村貞次君)

皆さまの御推挙をいただきまして大任をになさりましたことは私の二の上は、光栄であり感謝に耐えな次第でございます。何かにも未熟者でございますので今後とも各位の御指導、御協力によりましてその責に励みたくと思っております。どうぞ格段のお力をたまわりますように切にお願ひ申し上げましてございさつにかえさしていただき  
(拍手)

議長(吉田勇治郎君)

日程第五、千葉県八市競輪組合議会議員の選挙も行ないます。

おはかりいたします。

選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定によ

り指名推薦によりたと思ひます。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（吉田勇治郎君）

異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

おわかりいたします。

指名の方法は議長におつて指名することにいたしましたと思ひます。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（吉田勇治郎君）

異議なしと認めます。よつて議長におつて指名すること決定いたしました。

千葉県八市競輪合議会議員に山口康を指名  
いたします。(拍手)

おほかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました山口康君を八  
市競輪組合議会議員の当選人と定めますことに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よって山口康君が八市競輪組合  
議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま八市競輪組合議会議員に当選されおいた  
山口康君が議場におられますので本席より会議規  
則第三二条第二項の規定により告知いたします。

この際八市競輪組合議会議員山口康君を御紹

介いたいます。

。三。番（山口康君）

議席よりごあいさつさせられたきますことをお許しい  
たきます。

ただいま入市競輪組合議員に指名されまいた山口  
でございます。何分ども皆さんの御指導と御鞭達を  
切にお願い申しにげます（拍手）

。議長（吉田勇治郎君）

午前の会議はこれにて休憩といたします。

午前 十一時 四十分 休憩

午後 二時 二十七分 再開

。議長（吉田勇治郎君）

午後の上席議員教 三丁名

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六 館山市及び三芳村伝染病隔離病舎組合議会の議員の選挙を行ないます。

本市の組合議会の議員の教は六名であります。

選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法によりたしと思ひます。

これに御異議ありませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

重ねておはかりいたします。

指名の方法は議長におつて指名いたしましたと思ひます。

かこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて議長におつて指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

組合議会の議員に江田徳太郎君 山田教守君 関武夫君 秋山六三郎君 伊賀夕朗君 中村者吾君 以上各議員を指名いたします。

おほかりいたします。

ただいま議長におつて指名いたしました議員君を組合議会の議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつてただいま指名いたしました  
江田徳太郎君、山田教宇君、関武夫君、釈山六三郎君、  
伊賀夕朗君、中村者吾君が館山市及び三芳村伝  
染病隔離病舎組合の議会議員に当選されました。  
ただいま当選されました議員君が議場におられま  
すので本席より会議規則第三十二條第二項の規定  
により告知いたします。

日程第七 館山市、富浦町及び三芳村上水道組合議  
会の議員の選挙を行います。

本市の組合議会議員の数は十名であります。

おわかりいたしました。

選挙の方法は地方自治法第十八條第二項の規定によ  
り指名推薦の方法で決定した一と思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よく選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

重ねておわかりいたします。

指名の方法は議長におろく指名あることにいたしましたといひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よく議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

組合議会議員に鈴木市蔵君、山田教守君、安西益男君、磯辺博君、里川正君、小柴孝君、白能盛太郎君、藤田益治君、小沢恵太郎君、三幣勇君、以上十議員君を指名いたします。

おほかりいたします。

ただいま議長におして指名いたしました十議員君を組合議会議議員の当選と定め、ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつてただいま指名いたしました鈴木市蔵君、山田教守君、安西益男君、磯辺博君、里川正君、小柴孝君、白能盛太郎君、藤田益治君、小沢恵太郎君、三幣勇君が館山市、高瀬町及び三芳村

上水道組合議会議員に当選されまゐつた。

ただいま組合議会議員に当選されまゐつた十議員  
君が議場におられますので本席より会議規則第  
三十二條第二項の規定による告知をいたします。

日程第八 都市計画画干禁地方審議会委員の  
選挙を行ひます。

本市の審議会委員の数は現在四名です。  
おわかりいたします。

選挙の方法は地方自治法第百十八條第二項の規定に  
より指名推選の方法で決定したかと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて選挙の方法は指名推選に

よることに決定いたしました。

重ねておわかりいたします。

指名の方法は議長におつて指名することにした  
いと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて指名の方法は議長に  
おつて指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

審議会の委員に西村真次君、遠山ヨネ子君、望月  
照正君、島野茂樹郎君、以上四名を指名いたします。  
おわかりいたします。

ただいま議長におつて指名いたしました四名を審議  
会委員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

人か。

(異議なしと叫ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつてただいま指名いたしました西村真次君、望月照正君、遠山ヨネ子君、島野茂樹郎君が審議会委員に当選されまゝした。

ただいま審議会委員に当選されまゝした四君が議場にいらっしゃいますので本席より会議規則第三十二條第二項の規定による告知をいたします。

日程第九 常任委員会委員の選任を行ないます。  
委員の選任につきまゝては、委員会条例第四條第一項の規定により議長が議会にはかつて選任することになつております。

おほかりいたします。

常任委員会の委員の選任を行ないます。

総務常任委員会委員に 関武夫君、五十嵐昇君、  
山口康君、島野茂樹郎君、鈴木市蔵君、吉田  
勇治郎君、道山ヨキナ君

経済常任委員会委員に 望月照正君、菊井敏博君、  
安沢徳順君、三幣勇君、小柴孝君、藤田益治君、飯  
田義男君。

文教民生常任委員会委員に 石井正君、磯辺陣君、中  
村有吾君、秋山六三郎君、西村真次君、山田教宇君、  
嶋田石藏君、伊賀夕朗君。

建設常任委員会委員に 江田徳太郎君、安西益男君、  
田村源治郎君、白能盛太郎君、黒川正君、石井  
輝久君、小沢忠太郎君、田中禄郎君。

以上それぞれ各委員会の委員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつてただいま指名いたしました以上  
上の通りそれぞれが常任委員会の委員に選任する  
ことに決定いたしました。

この際委員会議例第五条の規定による各委員会  
におつて互選されました正副委員長を御報告いた  
します。

総務常任委員会委員長 関武夫君 副委員長 五十

嵐昇君

経済常任委員会委員長 望月照正君 副委員長 藤

田益治君

文教民生委員会委員長 石井正君 副委員長 磯

河博君

建設常任委員会委員長 江田徳太郎君 副委員長 安西益男君

以上の通り御報告中へ上げます。

日程第十 議案第三十二号 監査委員の選任につてを議題といたします。

(一三番議員 除付)

議長(吉田勇治郎君)

議案を配付いたさせます。

(議案配付)

議長(吉田勇治郎君)

議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

議案を朗読いたさせます。

(書記朗読)

議案第三十二号 監査委員の選任について

議長(吉田勇治郎君)

議案の説明を求めます。

(市長登壇)

市長(本間 謙 君)

議案第三十二号につきまゝ御説明申上げます。

本市におきまゝては条例によりまして監査委員を  
二名設置することになつておるわけでござりますが一  
名は議員の中から選出を願うことになつておるわけ  
でございますが今までの方が任期満了になりまゝたう  
今回新たにもっとも適任と思われまゝ山田教序君を御  
推薦申し上げたいと思ひますので満場一致御承認を  
いただきますと思ひます。

○議長(吉田勇治郎君)

以上説明が終りました。

本案を討論者略ただちに採決いたし、次に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつてニよより採決いたし、

本案は原案通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君)

異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決せ  
れました。

(一三番議員 着席)

○議長(吉田勇治郎君)

以上により本臨時会に付議せられた議事案件は全部を議了いたしました。

よって臨時会を閉会いたします。

午後二時四十三分閉会。

本日の会議に付した事件。

一議事日程に同じ。

出席議員

吉田勇治郎

石井輝久

嶋田石蔵

伊賀夕朗

藤田益治

磯辺博

白熊盛太郎

黒川正

三幣

勇

西村真次

菊井敏博 小柴孝

山田敬宇 遠山三不子

石井正 五十嵐昇

江日徳太郎 安西益男

島野茂樹郎 中村省吾

関武夫 小沢忠太郎

飯田義男 田中祿郎

田村源治郎 秋山大三郎

安次徳順 望月照正

鈴木市蔵 山口康

昭和四十二年五月十日

右会議9次第主録一三三以署名す。

館山市議會議長 志田勇吉

同 署名議員 山口 康

同 石井 裕之

